

仕 様 書

「鳴門市水管橋点検業務」

本業務は、徳島県設計業務共通仕様書及び水道施設
設計業務委託標準仕様書(日本水道協会)に準拠完成
するものとする。

鳴 門 市
鳴 門 市 企 業 局

水管橋点検業務 仕様書

1 一般事項

- (1) 受託者は、事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な図面を携帯する。
- (2) 点検作業に当たっては、作業環境の安全確保並びに安全装備を実施し、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意する。
- (3) 受託者は作業に当り、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、当該管理者の指示に従う。
- (4) 作業に当たり、河川及び河川構造物、道路構造物及びその他工作物を汚損しないよう注意し、汚損させた場合は、作業終了後、洗浄・清掃する。
- (5) 点検作業に当たり、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、該当管理者の指示に従う。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を撤去し、作業場所の清掃を実施する。
- (7) 受託者は、点検作業中異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受ける。

2 水管橋点検

- (1) 点検の目的は、水管橋の健全度を評価するために実施し、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課）」に従うものとする。
- (2) 点検の内容は、1)漏水、補修の有無、2)管体外面の腐食状況、3)支承、支持金具、落橋防止装置、付属品（空気弁、伸縮管等）の異常、4)下部工の劣化状況（ひび割れ等）を重点的に行う。具体的には、露出管路台帳に記載された項目とする。
- (3) 点検方式は、歩行、橋梁点検車、ドローン、船舶により行う。
- (4) 歩行による点検は梯子等の補助設備を用いた直接目視とミラー、カメラ、ビデオ等を用いた間接目視を併用するものとする。
- (5) 橋梁点検車による点検は道路橋下部に添架された水道管に適用する。
この点検は、原則として直接目視にて実施する。実施前には道路管理者および警察、河川管理者に対する作業許可に必要な資料の作成、協議を実施する。
- (6) ドローンによる点検は道路橋から離れた位置にある水管橋に適用する。
この点検はドローンを用いた空撮による間接目視と水管橋点検歩廊等を利用した直接目視を併用する。実施前にはドローン飛行による必要な各種申請資料を作成し申請を実施する。
- (7) 船舶による点検は水管橋の高さが水面から近い箇所に適用し、交通船もしくは簡易調査船を用いた直接目視および写真撮影等による間接目視を併用する。
- (8) 本業務で対象となる各水管橋の点検方式は、原則として、添付「水管橋点検調査一覧」を想定しているが、事前に監督員と協議し、費用対効果に優れた方式と認められれば方式の変更も可能である。
- (9) 点検の記録はカメラ撮影を基本とするが、同等の媒体でも可とする。

3 点検結果の記録、健全度評価

- (1) 点検結果及び現況の写真は、露出管路台帳に取りまとめるものとする。
- (2) 水管橋の健全度は、平成26年度に策定した「更新の評価基準」により数値で評価し、健全度を4ランク（S、A、B、C）に区分する。